

鳥取市

発光可変表示式広告物の手引き



令和6年2月
令和7年4月改定

鳥 取 市

目次

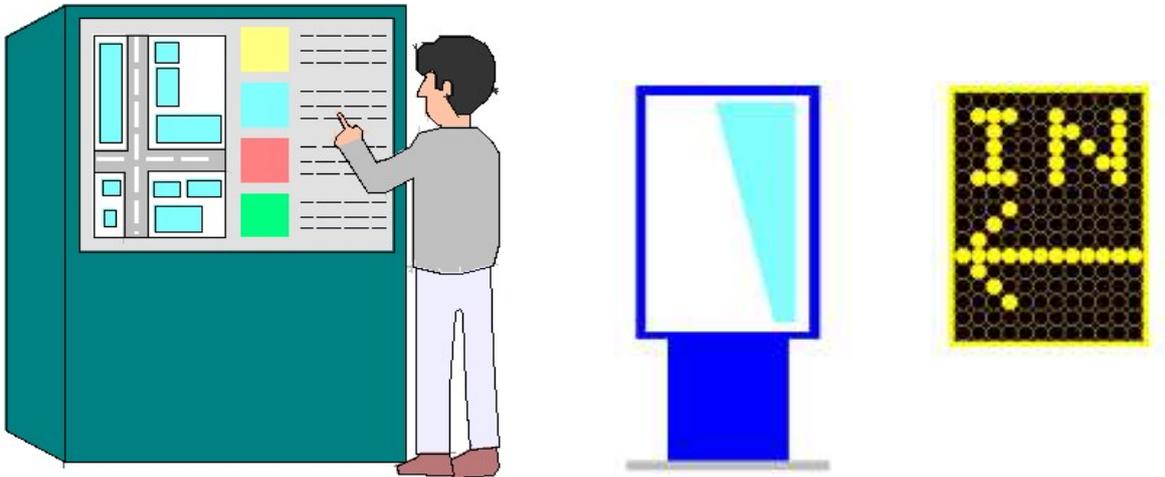
第1章	発光可変表示式広告物の手引きについて.....	- 1 -
(1)	発光可変表示式広告物とは.....	- 1 -
(2)	手引きの目的.....	- 1 -
(3)	手引きの位置付け.....	- 2 -
第2章	発光可変表示式広告物のルール ～景観・風致・公衆に対しての配慮・抑制事項～.....	- 3 -
(1)	掲出を禁止・抑制する地域について.....	- 3 -
(2)	表示面積の抑制について.....	- 4 -
(3)	設置の高さについて.....	- 5 -
(4)	設置形態について.....	- 5 -
(5)	明るさ、まぶしさに関する配慮について.....	- 5 -
(6)	点滅、動き（速度）に関する配慮について.....	- 5 -
(7)	色彩に関する配慮について.....	- 5 -
(8)	表示内容について.....	- 5 -
(9)	夜間の時間帯に関する配慮について.....	- 5 -
(10)	道路、信号機付近への設置に関する配慮について.....	- 5 -
(11)	音に関する配慮について.....	- 5 -
(12)	近隣への配慮について.....	- 5 -
第3章	公益性、公共性を有する広告物への緩和措置.....	- 6 -
(1)	プロジェクションマッピングについて.....	- 6 -
第4章	留意事項 ～ 設置を検討している方へ ～.....	- 6 -
(1)	事前協議について.....	- 6 -
(2)	表示内容を追加・変更する場合について.....	- 6 -
(3)	鳥取市景観形成審議会への諮問について.....	- 6 -
(4)	関係機関への事前協議について.....	- 6 -
(5)	その他の留意事項.....	- 6 -
第5章	許可申請までの流れ.....	- 7 -
第6章	申請に必要な提出書類.....	- 8 -

《問い合わせ先》 鳥取市 都市整備部 都市企画課 都市計画係（屋外広告物担当）
〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町7 1 番地
電話番号 0857-30-8342 ファックス番号 0857-20-3953
E-mail tosikikaku@city.tottori.lg.jp

第1章 発光可変表示式広告物の手引きについて

(1) 発光可変表示式広告物とは

発光可変表示式広告物とは、デジタルサイネージや電光掲示板などの屋外ビジョン、プロジェクションマッピングなどの自らを発光または照射して表示する広告物のことを指します。



(2) 手引きの目的

本市では、屋外広告物法（以下「法」という。）の規定に基づき鳥取市屋外広告物条例（以下「条例」という。）を定めています。この条例は、屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持管理などについて必要な規制を行うことにより、良好な景観、風致の維持及び公衆に対する危害を防止することを目的としています。

近年では、社会情勢の変化や技術の進歩により、光や動きを活用したデジタルサイネージなどの発光可変表示式広告物の設置が増加傾向にあります。これらは多様な表現が可能であり、経済効果が見込まれるものですが、一方で法や条例において光・動き・音等に関する規定が示されていないことから、新たにルールを定めなければ景観・風致・公衆に対して悪影響を及ぼす恐れがあります。

また、情報を必要としない人に対して強制的に情報を与えてしまう側面もあり、様々な配慮が必要であると考えます。

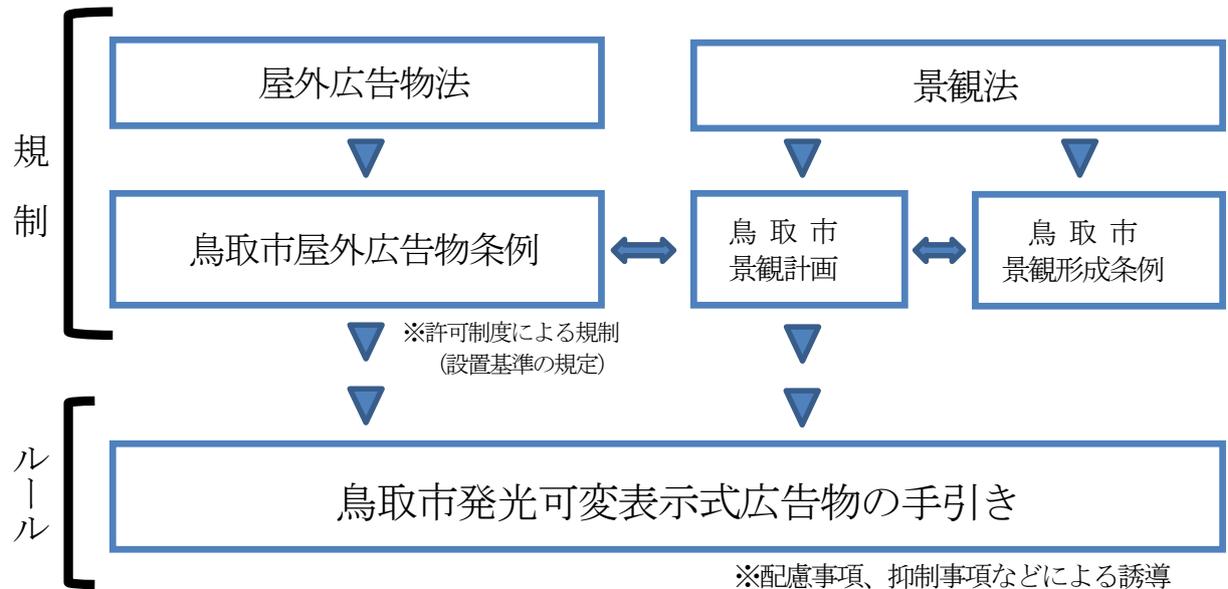
そこで本市は、地域の発展と、良好な景観形成・良好な住環境の保全を両立するため、新たなルールとして、発光可変表示式広告物に対する配慮・抑制事項を「鳥取市発光可変表示式広告物の手引き」（以下「手引き」という。）に定め運用することで、秩序あるまちの景観形成を目指します。

なお、手引きは運用後であっても、必要に応じて見直しすることとします。

(3) 手引きの位置付け

手引きは、法及び条例の他、鳥取市景観形成条例、鳥取市景観計画に基づき、屋外で表示する発光可変表示式広告物の配慮・抑制事項として、広告物掲出(設置)者への解説及び、本市の助言の根拠として位置付けるものです。

本市で発光可変表示式広告物の掲出(設置)を検討する際は、手引きを活用していただき、今後の本市における地域の発展と良好な景観形成の一翼を担っていただけることに期待します。



(1) 掲出を禁止・抑制する地域について

発光可変表示式広告物の掲出を禁止・抑制する地域は次の①から③とする。

(これらの地域では設置・掲出を控えてください)

① 条例で定める禁止地域

- 国宝、重要文化財、県指定保護文化財の周囲50m以内の地域
- 古墳、墓地
- 市長が指定する道路の沿線500m以内の地域（展望の可否を問わず避けること）
- 湖山池周辺200m以内の地域（市長が指定する地域を除く）
- 空港から200m以内の地域（展望の可否を問わず避けること）

② 鳥取市景観計画で定める景観形成重点区域（次の4区域）

- 久松山山系景観形成重点区域
- 湖山池景観形成重点区域
- 因幡白兔景観形成重点区域
- 鹿野城下町景観形成重点区域

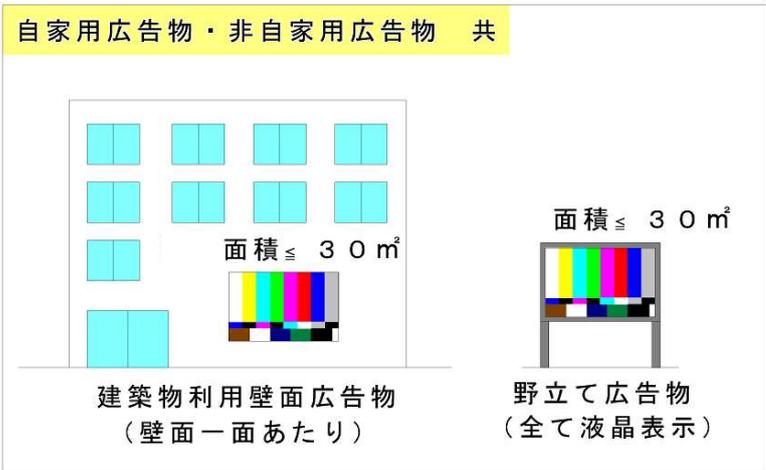
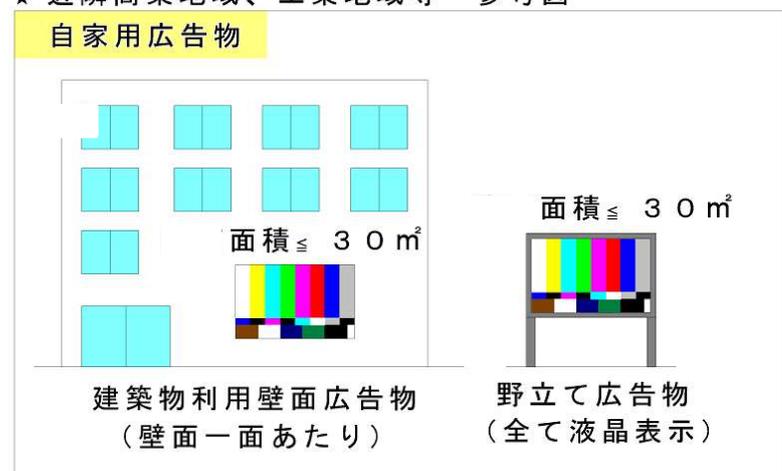
③ 都市計画法で定める住居系の用途地域、市街化調整区域

住居系用途地域とは、都市計画法に規定する用途地域のうち【第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域】をいう。

- ※ ③については、表示面積を2㎡以下かつ近隣からの理解が得られた場合、自家用広告物に限り適用を除外する。ただし、設置後であっても近隣からの改善要望等があった場合は、必要な措置を講じること。

(2) 表示面積の抑制について

- ・ 都市計画法に規定する用途地域により3つのエリアに分け、表示面積の上限を次の表のとおりとする。

<p>● <u>商業地域、近隣商業地域</u>・・・ 30㎡/面以下</p> <p>自家用広告物・非自家用広告物 共</p>  <p>建築物利用壁面広告物 (壁面一面あたり)</p> <p>野立て広告物 (全て液晶表示)</p>
<p>● <u>工業地域、工業専用地域、準工業地域</u>・・・ 自家用広告物は 30㎡/面以下 非自家用広告物は 2㎡/面以下</p> <p>★ 近隣商業地域、工業地域等 参考図</p> <p>自家用広告物</p>  <p>建築物利用壁面広告物 (壁面一面あたり)</p> <p>野立て広告物 (全て液晶表示)</p> <p>非自家用広告物</p> <p>面積 ≤ 30㎡ (※ 液晶部は ≤ 2㎡)</p>  <p>野立て広告物 (一部液晶表示)</p> <p>面積 ≤ 2㎡</p>  <p>立看板 (デジタルサイネージ)</p>
<p>● <u>上記以外の地域 (用途地域が定められていない地域もここに含む)</u>・・・ 2㎡/面以下</p>

(3) 設置の高さについて

- ・ 原則、条例、同施行規則で定める高さ基準値以下であり、かつ鳥取市景観計画で定める規模要件未満の高さ（届出対象とならない高さ ※1）とする。
（※1…野立て広告物、建築物利用屋上広告物共に地面から1.3m以下）

(4) 設置形態について

- ・ 建物の壁面に設置する場合、著しく突出しないようにする。
- ・ 周辺景観、まちなみへ配慮し、奇抜な形状は避け、周辺の景観に調和するよう努める。

(5) 明るさ、まぶしさに関する配慮について

- ・ 周辺の景観に配慮し、明るさを抑え、まぶしさの低減に努める。
- ・ 『光害対策ガイドライン（環境省）』を参考とし、輝度、表示時間帯などに配慮する。
- ・ 夜間（日の入りから日の出）の輝度は800cd/m²以下とし、眩しさの低減に努める。
- ・ 鳥取市佐治町（星空保全地域）においては、鳥取県星空条例に定める星空保全照明基準を遵守すること。

(6) 点滅、動き（速度）に関する配慮について

- ・ 過度な点滅や激しい動きを避け、ゆっくりとした動き、切り替えとする。

(7) 色彩に関する配慮について

- ・ 派手な高彩度色、地色の白は控える。

(8) 表示内容について

- ・ 表示内容については他の法令や条例などに抵触しないよう遵守する。
参考法令：著作権法、民法、個人情報保護法、景品表示法、鳥取県青少年健全育成条例 ほか

(9) 夜間の時間帯に関する配慮について

- ・ 夜中から早朝の表示は控えるよう努める。

(10) 道路、信号機付近への設置に関する配慮について

- ・ 道路標識や信号機を障害、誤認させる位置、色彩、発光、動きを避ける。
- ・ 必ず警察署・道路管理者に意見を聴き、助言・指導を受けた場合は遵守する。

(11) 音に関する配慮について

- ・ 近隣への配慮や、視覚障がい者用の音声誘導設備の音を障害しないための配慮として、原則、音を発生させない。

(12) 近隣への配慮について

- ・ 光の強さ等が影響する範囲を調査し、近隣への事前説明を行い、理解を得ること。
- ・ 設置後、近隣や市民から苦情・要望などがあつた場合は真摯に対応すること。

第3章 公益性、公共性を有する広告物への緩和措置

(1) プロジェクションマッピングについて

第2章の(2)で表示面積は最大で30㎡としているが、まちの活性化などに資するイベントのためや、公共性、公益性を有し期間限定で表示するものについては、近隣や地域、関係団体などの理解を得られる場合に限り、表示面積の上限は設けない。なお、表示面積の規模は近隣・地域・関係団体などと協議のうえ決定すること。

第4章 留意事項 ～ 設置を検討している方へ ～

(1) 事前協議について

- ・ 新規で設置される場合は必ず事前協議をしてください。(目安：設置の90日前までに)
- ・ 「事前協議チェックシート」に基づいて配慮・抑制事項等を確認します。
(許可申請をされる際に事前協議チェックシートを提出して頂きます)
- ・ 表示場所や掲出方法などにより、協議に多くの日数を要する場合があります。

(2) 表示内容の追加・変更について

- ・ 表示内容のみを追加・変更しようとする場合に限り、変更許可申請は不要です。

(3) 鳥取市景観形成審議会への諮問について

- ・ 鳥取市屋外広告物条例、同施行規則による規定及び本手引きの配慮・抑制事項を遵守しているか否かにかかわらず、良好な景観・住環境などに大きな影響を及ぼす恐れがあると判断した場合は、鳥取市景観形成審議会に意見を諮ることがあります。

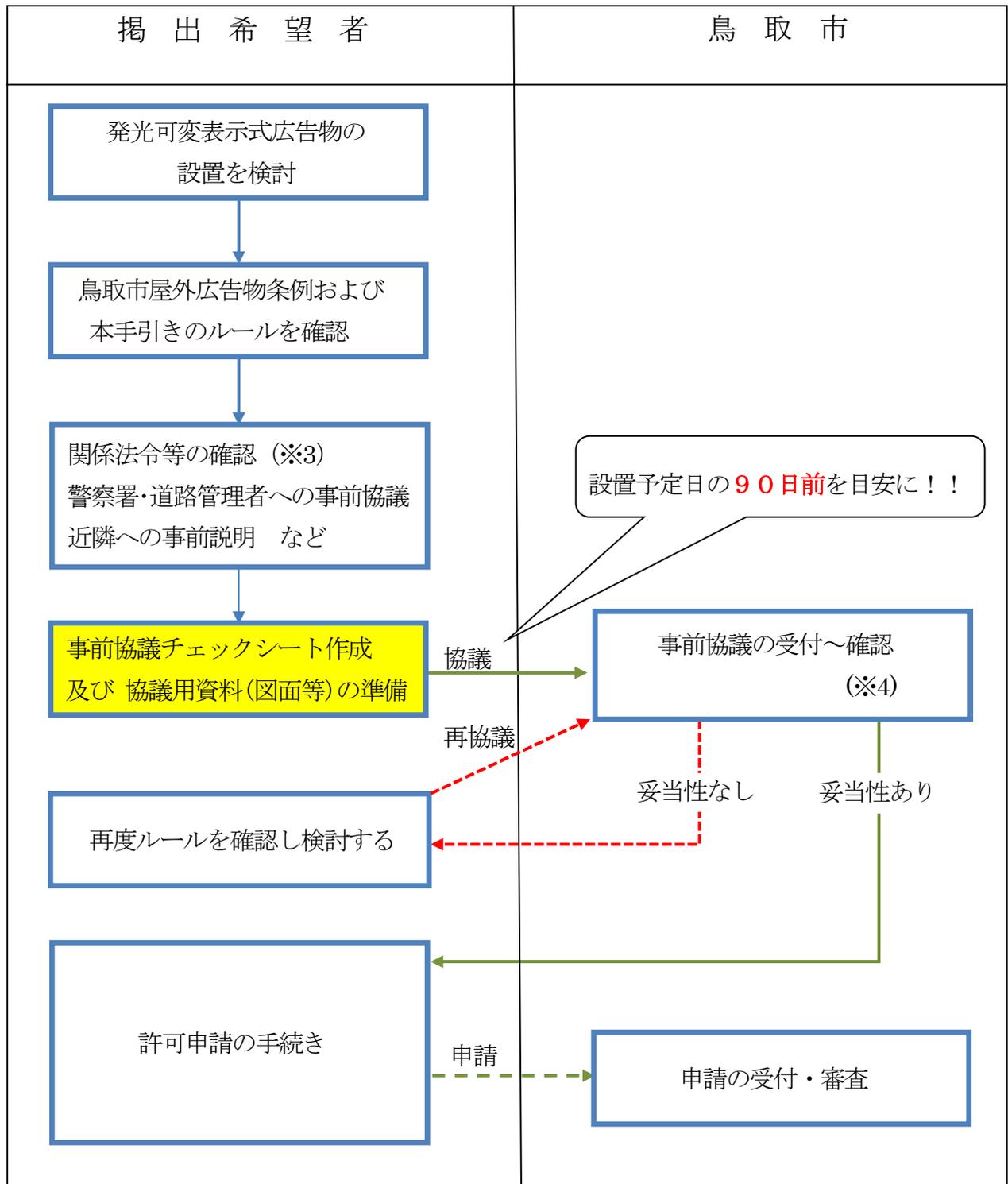
(4) 関係機関への事前協議について

- ・ 道路・信号機付近に設置する場合は、必ず警察署・道路管理者に事前協議を行ってください。
- ・ 他の法令等により制限や配慮が求められる場合がありますので、関係機関に事前協議を行ってください。(参考法令：道路法、建築基準法、風俗営業法、鳥取県公害防止条例 など)
 - ※ 他の法令に抵触するか否かについては設置者または設計・施工者が調査してください。
 - ※ 許可申請時には関係機関と事前に協議した内容が分かる議事録など(説明資料含)の提出をお願いします。

(5) その他の留意事項

- ・ 掲出(表示)を開始してから、輝度調整や時間調整などをお願いする場合があります。

第5章 許可申請までの流れ



(※3… 道路法、建築基準法、その他法令により、条例とは別に許可などの手続きが必要な場合があります。)

(※4… 必要に応じて鳥取市景観形成審議会へ諮る場合もありますので、あらかじめご承知ください。また、現地での立合いをお願いすることもあります。)

【新規で申請する場合】

- ① 屋外広告物表示許可申請書 【様式第1号】
- ② 図面（形状、寸法、材料その他構造に関する事項が記載されていること）
- ③ 仕様書（時間帯又は照度センサーにより輝度調整できることが確認できること）
- ④ 付近の見取図
- ⑤ 配置図
- ⑥ コンテンツ一覧表（表示内容または社名等をタイトルとする）
- ⑦ タイムスケジュール表
- ⑧ 映像内容及び色彩を表す図面（1コンテンツあたり、3以上の画像をA4用紙1枚にまとめてください）
- ⑨ 警察署、道路管理者、そのほか関係機関との事前協議議事録（説明資料含む）
- ⑩ 近隣に対し事前説明を行ったことがわかる書類
- ⑪ 発光可変表示式広告物 事前協議チェックシート
- ⑫ 表示（設置）場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類
- ⑬ その他（表示面積計算表等）